

# 伊勢崎市個人情報保護審査会

( 答申第 4 号 )

諮問第 5 号 市長が市議会へ提出する議案書に含まれる個人情報の取扱い  
について

## 答 申 書

### 第 1 諮問の内容

市議会の議決を要する事案の中には、特定の個人を識別することのできる情報を含むものがある。これらの事案は、議案書として市長が市議会に提出し、公開の場で審議されるとともに、議会閉会後も市民情報コーナー、図書館等に置いて公表している。

しかし、本来、保護されるべき個人情報、議案書においては半永久的に公表されてしまうことから、個人情報保護制度及び情報公開制度の運用上の改善として、市議会への提出議案に含まれる個人情報の取扱いについて、当審査会が市長から意見を求められたものである。

### 第 2 審査会の結論

- 1 市長が市議会へ提出する議案書に含まれる個人情報の取扱いについては、原則として、現状のとおり、個人情報であっても市議会における議案審議に必要な範囲で議案書に掲載することが望ましい。

しかしながら、議案書への個人情報の掲載に当たっては、個人のプライバシー権も最大限尊重しなければならないものであり、市議会における審議権を制限しない範囲において、個別の事案ごとに、その内容、性格等を総合的に勘案して判断する必要がある。

特に、相手方が児童生徒の場合その他議案書に個人情報を掲載することにより、個人のプライバシー権を侵害するおそれがあると認められる場合には、個人情報の保護に配慮した措置を講じるべきである。

- 2 上記結論に基づき、具体的な事例として当審査会で審議した「裁判上の和解について」は、相手方が児童であり、かつ、事件の内容にセンシティブな情報を含んでいることなど、事件の内容、性格等を考慮すると、相手方の個人が特定されないよう氏名及び住所を匿名表記として議案書に掲載することが相当であると認めるものである。

### 第 3 審査会の判断の理由

- 1 議案書に掲載する個人情報の取扱いの現状

地方公共団体が議会の議決を受けなければならない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「地方自治法」という。）第 96 条第 1 項に規定されているが、議案書に記載すべき内容については、地方自治法等に明文の規定はなく、本市においては、次に掲げる事案について、相手方の個人情報を議案書に掲載している。

和解

事件の名称、相手方の住所及び氏名、和解の内容として合意した事項（和解条件）等

損害賠償の額の決定

事件の名称、相手方の住所及び氏名、損害賠償の責任が生じた理由、損害賠償の額等  
訴えの提起

相手方の氏名及び住所、事件名、事件の内容及び請求の趣旨、事件に関する取扱い等  
行政委員会の委員の選任同意等（人事案件）

住所、氏名、生年月日等

財産の交換、取得、処分、契約の締結等

土地所有者の氏名及び土地の所在、地積、買入予定価格等

## 2 和解等に係る議案の議決の意義

地方公共団体が損害賠償の義務を負うことについて議会に議決を求める意義は、損害賠償額の決定が地方公共団体にとって異例の支出義務を負うものであるとともに、その責任の所在を明らかにし、損害賠償額の適正を図るためであるとされている。

## 3 議案における個人情報の取扱いに係る現状の課題

普通地方公共団体の議会の会議は、地方自治法第 115 条第 1 項の規定により、公開が原則となっており、一般に、議案の内容についても公表されている。

また、和解等に係る議案は、本市に限らず、他の自治体においても従来から相手方である個人の氏名及び住所を明らかにすることとされてきたが、近年、個人情報保護の要請が強まっていることから、公開の場で審議され、さらに、議会閉会後も閲覧することができる議案書に掲載されるこれらの個人情報を伏せるべきではないかという意見もある。

その結果、どのような者に対して、どのような事件で公金の支出を行ったのかについて公開すべしという「情報公開」の要請と、個人のプライバシー権の侵害につながるため、個人の氏名及び住所はみだりに公開するべきでないという「個人情報保護」の要請の衝突が起きている。

## 4 審査会の考え方

地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、市長が市議会へ提出する議案書に含まれる個人情報の取扱いについて、当審査会で審議した結果は以下のとおりである。

これまで議案書に掲載されてきた和解等の相手方及び内容、損害賠償の責任が生じた理由、損害賠償の額等に関する事項は、議案の可否について市議会が審議を行うためにいづれも重要な要素であるといえ、本市に限らず、他の自治体においても氏名、住所等の純然たる個人情報を議案書に掲載してきたとのことである。

しかし、議案書に掲載すべき内容は、地方自治法等に明文の規定はなく、いかなる程度に具体的に個人情報を議案書に掲載するかについては、一定の解釈及び運用の余地があるものといえよう。

このように考えると、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決事項であるとされた趣旨及び議決の意義、従来の議案書への掲載内容等を考慮しつつも、近年の個人情報

の保護への要請等に配慮した関係規定の適切な解釈及び運用を図ることが重要であり、議案書に掲載する個人情報の取扱いについては、個人情報保護制度及び情報公開制度の観点から慎重に検討する必要がある。

議案書に掲載する和解等における相手方の氏名及び住所については、伊勢崎市個人情報保護条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 18 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する「個人情報」に該当することは明らかである。

これらの個人情報を市長が議案書に掲載して市議会に提供し、議案審議のために利用することは、公益上特に必要があると認められ、条例上の実施機関である市長が議決を得る目的（個人情報を取り扱う事務）で個人情報を利用することは、条例に抵触するものではないと考えられる。

ここで留意すべき点は、条例第 9 条第 2 項において、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、個人情報の目的以外の利用及び提供をすることができない旨を定めていることである。これは、目的外利用又は外部提供をするに当たっては、個人のプライバシー権を侵害しないよう十分配慮する必要があることを条例上の実施機関に課していると解釈することができる。

そこで、個人情報保護制度及び情報公開制度の運用上の観点からは、市長が市議会へ提出する議案に含まれる個人情報の取扱いに当たっては、個人のプライバシー権を最大限尊重しなければならないものといえる。

しかし、個人情報の保護への要請を強調しすぎるあまり、個人情報を一律議案書に掲載せず、議案審議に必要な情報までもが提供されなくなってしまえば、市議会も議決や同意のしようがない。さらに、異例な支出を伴う事案の議案審議に支障が生じ、地方自治法第 96 条第 1 項の意義が損なわれてしまうことになるであろう。

言うまでもなく、市議会は行政をチェックすべき機能を有しており、市議会における審議権は制限してはならないものである。

したがって、個人情報であっても、現状のとおり、市議会における議案審議に必要な範囲で議案書に掲載することが望ましいといえるが、個人のプライバシー権も考慮しつつ、市議会における審議権を制限しない範囲において、個別の事案ごとに、その内容、性格等を総合的に勘案して判断する必要があるといえよう。

このような考えに基づき、当審査会としては、本諮問に当たって事例として挙げられた裁判上の和解に係る議案について具体的に検討することとした。

新聞報道では、本事案のように当事者間の合意による紛争解決である場合には、個人のプライバシー保護の観点から、当事者の氏名及び住所が匿名表記でなされる場合もあり、訴訟に関する事案とは別途の取扱いをすることも可能であろう。

特に、本事案の場合は、相手方が児童であり、かつ、事件の内容に被害者である相手方のセンシティブな情報を含んでいることなど、事件の内容、性格等を考慮すると、和解の相手方として児童及びその法定代理人を特定して議案書に掲載し、公開による審議を原則とする市議会に提出することは、将来ある児童のプライバシー権を著しく侵害するおそれがあると認めるものであり、個人情報の保護に配慮し、相手方の個人が特定されないよう

氏名及び住所を匿名表記として議案書に掲載することが相当であると判断するものである。

以上のことを考慮すると、和解の相手方が児童生徒の場合その他議案書に個人情報を掲載することにより、個人のプライバシー権を著しく侵害するおそれがあると認められる場合は、前述したように、和解の相手方を「児童及びその法定代理人」や「市民病院において手術を受けた者」と匿名表記により議案書に掲載するなど、個人情報の保護に配慮した措置を講じる必要がある。ただし、このような措置を講じたときは、市議会における議案審議に支障が生じないよう事件の概要、和解の内容等の議案書への掲載方法、市議会への説明方法等を工夫するなどの措置を講じるべきである。

しかしながら、このような措置は例外的なものであり、個人情報の保護に対して過剰に反応することなく、市議会で審議するに当たって、特定の個人が識別されないよう発言内容に配慮すること、市民に公表する議案書、議事録等に掲載される個人情報をマスキング処理すること等の措置を講じることで個人情報は保護されるものであることに留意すべきである。

## 5 結論

以上のとおりであるから、当審査会は、上記第2の結論のとおり答申するものである。